

5.8 降灰後土石流の可能性マップ

降灰後に降雨に伴って土石流の発生する可能性のある区域として、2001年（平成13年）に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）による土砂災害警戒区域を示し、降灰後土石流の可能性マップを作成した（図5.8-1及び巻末資料）。

表 5.8-1 降灰後土石流のハザードマップとして作成したマップ

降灰	到達範囲	到達時間	流動深	危険度
ドリルマップ	×	×	×	×
ドリルマップ重ね合わせ	×	×	×	×
可能性マップ	○	×	×	×
可能性+ドリルマップ重ね合わせ	×	×	×	×

平成16年版報告書の降灰後土石流の可能性マップで示した土石流が発生する可能性のある溪流は、国土交通省の実施する土石流危険溪流調査における土石流氾濫範囲の検討方法（土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領（案））に基づいて、各都道府県が調査した土石流危険溪流Ⅰ、Ⅱおよび準ずる溪流とした。それ以外にも土石流が発生すると考えられる1次谷を1/25,000の地形図から読みとり抽出している。

平成16年版報告書を公表して以降、各都道府県により土砂災害防止法に基づいて土砂災害についての基礎調査が進められ、2020年（令和2年）3月に完了した。今後は、降灰後に土石流が発生する可能性のある区域として当該区域を示す必要があるため、現時点での最新の情報を用いて、降灰後土石流の可能性マップを作成することとした。

対象とする範囲は、降灰の可能性マップ（図5.7-3）で示す降灰の厚さ10cm以上の範囲とし、その範囲内に存在する土砂災害防止法に基づく、土石流危険溪流とそこから発生するおそれのある土砂災害警戒区域を図示した。

現状において、降灰10cm以上の範囲とした根拠は、平成16年版報告書に基づき「宝永噴火後の土砂流出に関する史料を検討した結果、主な土砂災害は降灰の厚さ10cm以上の範囲に集中する」とされていることからこれを踏襲したが、降灰のシミュレーションの再実施等による新たな知見が得られた場合は、その範囲や危険区域等の見直しが必要となる。

なお、このマップは現時点で得られている情報を基に作成したものであり、更に土砂災害防止法の対象外である流域面積5.0km²以上の溪流についての調査を加えて示す事が必要である。実際に富士山において火山噴火が起きた場合には、土砂災害防止法に基づき国が緊急調査を行い、降灰の影響を加味して詳細な土砂災害緊急情報を関係のある都県および市町村の長に通知することになっている。

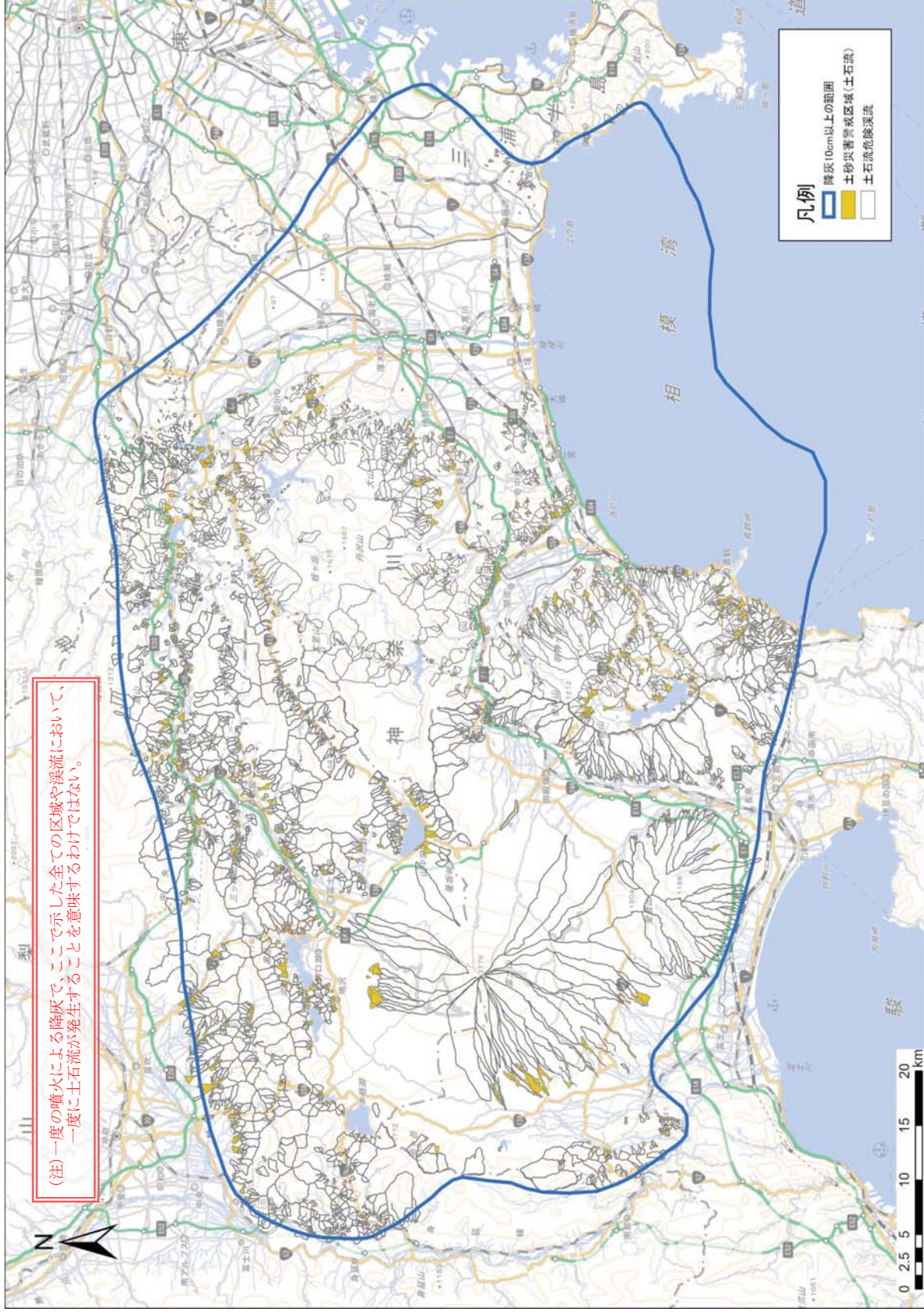


図 5.8-1 降灰後土石流の可能性マップ

※ 2021年1月現在の最新の情報で作成。今後は最新の情報が得られた場合などは検討して最新の図に更新する。